

「袴田事件」の再審無罪判決を受けて、
改めて再審法の速やかな改正を求める理事長声明

静岡地方裁判所は、2024年（令和6年）9月26日、袴田巖氏に対し、再審無罪判決を言い渡した。

対象となった事件は、1966年（昭和41年）6月30日未明に静岡県清水市（現：静岡市清水区）の会社役員自宅において一家4名が殺害され、放火された事件に係る住居侵入、強盗殺人、放火被告事件である（いわゆる「袴田事件」）。

袴田巖氏は、同年8月18日に同事件の被疑者として逮捕された。

1980年（昭和55年）12月12日の死刑判決の確定と二度にわたる再審請求を経て、静岡地方裁判所が再審開始並びに死刑及び拘置の執行停止を決定したのは2014年（平成26年）3月27日のことである。

当初から無実を訴えていた袴田巖氏が釈放されるまで、逮捕から実に48年近くの年月が経過していた。

そして、釈放からさらに10年以上を経て、ようやく、再審無罪判決の言渡しに至ったものである。

袴田巖氏とその家族は、約58年間をえん罪を晴らすための闘いに費やさざるを得なかった。逮捕当時30歳であった袴田巖氏は、既に88歳になっており、約33年間にわたる死刑囚としての身体拘束の結果、現在も拘禁反応の症状等によって心身に不調を来している状態にある。その過酷さは筆舌に尽くしがたい。

えん罪は、国家による最大の人権侵害であり、袴田巖氏は、正にその被害者である。

当連合会は、検察官に対し、無罪判決を厳粛に受け止め、上訴権を放棄して直ちに無罪判決を確定させるよう強く求める。

また、「袴田事件」は、刑事訴訟法「第四編 再審」（以下「再審法」という。）の規定の不備を改めて浮き彫りにした。

「袴田事件」では、再審公判が開かれるまでに二度の再審請求を経ているが、第1次再審請求は、1981年（昭和56年）4月20日に申し立てられたものの、2008年（平成20年）3月24日に最高裁が特別抗告を棄却して終了するまでに約27年間もの年月を要した。

同年4月25日、第2次再審請求が申し立てられ、上記のとおり、2014年（平成26年）3月27日に再審開始決定がなされた。しかしながら、この決定が確定したのは、2023年（令和5年）3月13日の東京高裁による検察官の即時抗告を棄却する決定の抗告期間満了によるものであり、確定するまでに約9年かか

っている。すなわち、第2次再審請求についても約15年もの期間を要したことになる。

その1つの原因は、再審請求審の審理のあり方に関する規定が存在しないなど、再審請求に係る手続規定が不十分であるという点にある。証拠開示に向けた訴訟指揮の在り方、進行協議期日の有無、事実の取調べの実施の有無、決定日の告知の有無などのいずれもが、再審請求審を取り扱う個々の裁判体の広範な裁量に委ねられており、えん罪被害者を速やかに救済する機能が万全に発揮されているとは言い難い状況である。

また、長期化のもう1つの原因として、再審開始決定に対する検察官の即時抗告、特別抗告等の不服申立て（以下「不服申立て」という。）が可能となっている点も挙げられる。再審請求審における審理の結果、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じたとして再審開始決定が出た以上は、速やかに再審公判に移行することがえん罪被害者の迅速な救済という目的の達成に資することは明らかである。検察官において当該決定に不服があるとしても、再審公判において確定判決を妥当とする旨の主張・立証を行うことが可能であるから、上記目的の達成を阻害してまで検察官の不服申立てを可能とする必要性は乏しい。

えん罪被害者の迅速な救済のため、以上のような規定の不備は早急に是正されるべきである。

加えて、再審請求審における証拠開示制度の整備も重要な課題である。

「袴田事件」では再審請求審の段階で約600点もの証拠が新たに検察側から開示され、それらが再審開始及び再審無罪の判断に大きく影響を与えているが、これらの証拠が開示されたのは、最初の再審請求から約30年もの時間が経ってからのことである。これほどまでに時間を要したのは、再審における証拠開示の制度が設けられておらず、裁判所の訴訟指揮に大きく依存していることが原因である。

通常審については、公判前整理手続に付された事件における証拠開示に関する規定が2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正で新設され、裁判員裁判事件を中心に、法改正前に比べて格段に充実した証拠開示が実現するようになった。また、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正の際の改正附則第9条第3項において「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（略）について検討を行うものとする。」とされている。

以上からすれば、再審請求審における証拠開示制度に係る法整備を早急に進める必要がある。

無実の人が死刑判決を受け、長期間にわたって身体を拘束され、その救済に至るまで人生の大半を費やされるという「袴田事件」のような悲劇を今後二度と繰り返

さないためにも、再審法は速やかに改正されなければならない。

当連合会は、2023年（令和5年）11月10日開催の定期大会において、「えん罪被害者の速やかな救済のために刑事訴訟法中、再審に関する規定の改正を求める決議」を採択しているところであるが、今回の「袴田事件」再審無罪判決を機に、改めて、政府及び国会に対し、再審請求審における手続規定の整備、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求審における証拠開示の制度化を含む、再審法の全面的な改正を速やかに行うよう求める。

2024年（令和6年）9月27日

四国弁護士会連合会
理事長 西森 やよい